

第3回 中小企業収益力改善支援研究会 議事要旨

日時 : 令和4年10月28日(金) 10:00-11:30

場所 : オンライン

出席委員 : 家森委員(座長)、井上委員、加藤委員、鴨田委員、河原委員、倉成委員、黒澤委員、
小林委員、鈴木委員、辻委員、古川委員

事務局 : 中小企業庁 事業環境部 金融課

【議題】

- ・収益力改善支援に関する実務指針及びチェックシートの記載内容について

【議事概要】

- 事務局(神崎金融課長)から資料2・資料3について説明。資料3については、非公表とする旨を説明。
- その後、自由討議。主な発言は以下のとおり。

<収益力改善支援に関する実務指針(案)について>

- 経営者が早期に気づくことは重要であり、実効性を高めるために、誰が経営者に早期の気づきを提供できるのかなどが示されることが望まれる。
- 計画策定にあたっては、経営者との十分な対話とコミュニケーションが重要であるため、対面での対話は不可欠であると思う。オンラインやメールで計画のフォーマットに落とし込むだけのような計画には意味がないので、一度も対面せずオンラインだけでも良いといったメッセージとならないような記載とした方が良い。
- 経営者との対話を対面で行うか、オンラインで行うかについては、それぞれにメリットや重要性があり、それらを効果的に活用していけるような記載とした方が良い。
- 収益力改善支援には、中小企業庁の伴走支援の在り方検討会の報告書で示された「中小企業伴走支援モデル」の考えを尊重する必要がある。
- 収益力改善フェーズにおいて、中小企業活性化協議会とよろず支援拠点が連携することは重要だが、実務上、設置場所が離れている等、連携が図りにくいことがある。また、それぞれが予算事業として実施しているので、両方の支援を併用できるのかが現場で整理できていない。具体的な連携が進むような整理が必要と思う。
- 経営者の将来ありたい姿、将来構想の明確化のためには、「経営デザインシート」(平成30年5月に内閣府知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会知財のビジネス価値評価検討タスクフォースが提案)の活用を推奨したい。
- 現状分析の中で、機械設備の状況を確認することを追加してはどうか。例えば、製造業では生産性や性能の面で機械設備そのものの差異が競合状況に影響する等の外部環境の視点もあるし、業務フローの中で強みや弱みが出てくることもある。
- 内部環境の分析で、事業継続(BCP)の着眼点は非常に重要と思う。これは、ガバナンス体制の整備における内部管理体制の構築においても、同様の記載があるべき。
- 本実務指針で、ガバナンス体制の整備を行っていくことは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためであるということを事業者と共有していきたい。

- 経営の透明性確保では、情報開示する「取引先等」が誰で、情報開示を支援する「支援者」は誰なのかについて、明確に説明した方が良い。透明性の確保は、主に金融機関、特にメインバンクへの情報提供が重要と考えるが、「支援者」には士業等の他、金融機関も含まれているため、趣旨が分かりづらいのではないかと。
- 金融庁の監督指針や経営者保証に関するガイドライン等の経営者保証にかかる諸施策と、本実務指針を同じ記載内容(順番も含む)にすることで、現場に浸透し、支援者の指導力も向上すると思われる。
- 本実務指針で最も期待することは、中小企業の本源的な収益力改善やガバナンス体制の整備であり、その結果として経営者保証解除が進んでいくことの期待も考えられる。この点について、誤解が生じないような記載にしていきたい。
- 今回の実務指針や補助制度等、支援施策が手厚くなる一方で、地域によっては、これらの施策を適確に活用して支援ができる人材は不足しているという話も聞くので、実際に制度化されたときにどう運用していくのか等についても今後議論していきたい。

<ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(案)について>

- 財務基盤の強化の目安については、金融機関ごとの考え方・目線は様々であり、企業の状況によっても異なるため、対話のツール・きっかけとなる目安とはいえ、共通の目安として集約するのは難しい。目安を充足することで必ずしも経営者保証が解除されるものではないことを踏まえれば、業界平均値等を示して、対話のツール・きっかけとすることでも良いのではないかと。
- 財務基盤の強化の目安について、金融機関によっては、経営者保証解除の下限ラインと捉えているところがあるので、経営者との対話の中で齟齬が生じないようにしてほしい。
- 財務基盤の強化の目安は、経営者保証解除に向けて少なくとも充足すべき事項として書くことが必要であり、経営者が目指すべき指標があることは、支援者としても支援しやすい。
- チェック項目に「中小企業の会計に関する要領」がなく、参考情報とはいえ、税理士法第33条の2に基づく添付書面が記載されること自体に疑問がある。また、会計参与を記載する等は検討できないか。
- ガバナンスについては、エクイティファイナンスでも検討が進められているところであり、これらの議論と混同しないよう「収益力改善フェーズ」であることを明記してほしい。

以上